

## 健康寿命の延伸に向けた糖尿病性腎症重症化予防に係る広島県連携協定

本県の平成25年における健康寿命（健康上の理由で日常生活が制限されことなく生活できる期間）は、男性が70.93年（全国第33位）、女性が72.84年（全国第46位）となっている。

今後も高齢化が進む中で、健康寿命を延伸させることが、県民の幸福のみならず、医療保険及び介護保険といった社会保障制度の安定的維持につながる。

特に、日常生活が大きく制限され、患者の肉体的・精神的負担が大きい人工透析は、その約4割が糖尿病性腎症を原疾患とするものである。

また、糖尿病は放置するとその他にも網膜症・神経障害などの合併症を引き起こし、患者のQOL（生活の質）を著しく低下させる。

本県では、「健康ひろしま21（第2次）」において、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群や、糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数等、糖尿病の発症から重症化まで、その減少数を数値目標として掲げ、様々な取組を進めているが、現状と目標数値との乖離は大きく、一層の取組の強化が必要となっている。

このため、広島県医師会、広島県医師会糖尿病対策推進会議及び広島県（以下「協定締結団体」という。）は、糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組の促進に向けて、以下のとおり「健康寿命の延伸に向けた糖尿病性腎症重症化予防に係る広島県連携協定」（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、県内の糖尿病患者が糖尿病性腎症の重症化を予防するための適切な保健指導を受けることができる環境を整備するため、協定締結団体それぞれの役割と連携・協力の内容などを定め、地域における取組の促進を図ることを目的とする。

### （プログラムの策定と活用）

第2条 協定締結団体は、前条の目的を達成するため、「広島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（以下「プログラム」という。）を定めプログラムの活用を推進するとともに、事業の検証結果を踏まえ必要な見直しを行うものとする。

### （役割及び連携・協力）

第3条 協定締結団体は、前条により策定するプログラムに基づき、次の各号に定める役割に沿った取組を進めるとともに、事業推進に係る課題等への対応について、情報共有・意見交換を行い、連携・協力して地域における取組を推進するものとする。

- (1) 広島県医師会は、かかりつけ医と専門医等との連携強化により、地域における連携体制の構築に向けてプログラムを市郡地区医師会に周知するなど、事業の円滑な実施に協力するものとする。
- (2) 広島県医師会糖尿病対策推進会議は、プログラムを構成団体に周知し、県民や患者への啓発、医療従事者への研修に努めるとともに、自治体における地域医療体制の構築に協力するものとする。
- (3) 広島県は、プログラムを県内の医療関係団体に周知するとともに、取組を行う自治体に対するインセンティブを導入すること等により、医療保険者が行う地域における糖尿病性腎症の重症化予防対策及び市町が行う医療体制の構築推進に向けた取組への支援に努めるとともに、プログラムに基づき実施した自治体の取組実績について、分析及び研究の推進に取り組むものとする。

また、協定締結団体間相互の連携・協力体制を推進するものとする。

### （その他）

第4条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、協定締結団体で協議し、その内容を決定するものである。

この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、広島県医師会会長、広島県医師会糖尿病対策推進会議議長及び副議長並びに広島県知事が署名のうえ、各団体1通を所持するものとする。

平成28年6月10日

広島県医師会会長  
広島県医師会糖尿病対策推進会議議長

平松 恵一

広島県医師会糖尿病対策推進会議副議長

伊藤 千賀子  
桑原 正雄

広島県知事

湯崎 英彦